個審議答申第５９号
平成２７年８月２８日

熊本県知事　様

熊本県個人情報保護制度審議会
会　長　　　衛　藤　二　男

熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（答申）

平成２７年７月２２日付け宇城総振第１７７号で諮問のあったドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務について、熊本県個人情報保護条例第７条第３項第８号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

１　諮問のあった、ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務については、次のような条件を付したうえで、適当であると判断する。

（１）　ドライブレコーダーを設置している公用車については、ドライブレコーダー登載車である旨の表示をすること。

（２）　ドライブレコーダーを設置することにより生じた効果について分析を行い、その分析結果については、全庁的な情報共有を図ること。

２　諮問書に添付された「管理に関する要項（案）」については、正式制定後、公表、周知するとともに、厳格な運用を行い、個人情報の保護には万全を期すこと。

３　ドライブレコーダーの運用状況を当審議会に定期的に報告すること。